

建築物空気調和用ダクト清掃業の登録について（3号登録）

👉 登録について

この登録制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものです。1～8号までの事業区分があり、営業所ごとに登録することができます。登録を受けますと、登録事業者である旨の表示をすることができます。有効期間は6年間です。営業許可ではありません。

👉 業務の内容

建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業です。

👉 登録に必要な機械器具

- 1 電気ドリル及びシャワー又はニブラ
- 2 内視鏡（写真撮影の機能を有するものに限る。）
- 3 電子天びん又は化学天びん
※1mg以上の分解能を有するものに限る。
- 4 コンプレッサー
- 5 集じん機
- 6 真空掃除機



👉 登録に必要な有資格者

- 1 ダクト清掃作業監督者（再）講習会修了者
 - 2 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者
- ※ 1または2のどちらかで構いませんが、初回登録の有効期間経過後、引き続き同じ方を監督者として登録を受けようとするときは1の講習会を修了している必要があります。

👉 登録に必要な書類等

- 1 登録申請書（用紙-1）
- 2 機械器具の概要を記載した書面（用紙-2）
- 3 監督者等の氏名を記載した書面（用紙-3）
- 4 従事者の研修の実施状況を記載した書面（用紙-4）
- 5 作業の実施方法を記載した書面（用紙-5-1及び5-2）
- 6 監督者が有資格者であることを証する書類
（ダクト清掃作業監督者（再）講習会修了証書の写し または 建築物環境衛生管理技術者免状の写し）
- 7 香川県収入証紙 35,000円

👉 申請書類・記入要領の入手場所

香川県ホームページ(<http://www.pref.kagawa.lg.jp/>)のお役立ち情報「申請等様式ダウンロード」から入手できます。（第1分野「子育て・健康・福祉」→第2分野「生活衛生・動物愛護」→第3分野「建築物衛生」で絞り込みをしてください。タイトル「建築物清掃事業者等の香川県知事登録申請書」です。）

（裏面へつづく）

申請方法

- 1 事前に申請内容を確認しますので、生活衛生課総務・生活衛生諸営業グループへ連絡の上、FAX またはメールによりお送りください。
- 2 書類に不備のないことを確認した後、証紙を添えて申請していただくようになります。(郵送可)
- 3 機材等現地確認をさせていただいた後、登録証明書を交付します。

問合せ・提出先

〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号(本館16F)

香川県健康福祉部生活衛生課 総務・生活衛生諸営業グループ

TEL 087-832-3178/FAX 087-862-3606/E-mail eisei@pref.kagawa.lg.jp